

マスタープラン見直しに向けた主な論点(公営住宅・セーフティネット分野)

①安心・安全に住み続けることができる ～豊かな暮らしの基盤を確保する～

住宅セーフティネットの確保

【課題と論点】

公営住宅での対応

- ・公営住宅への入居難:
県営住宅応募倍率 13.0、募集 1,682 戸、
応募 21,820 世帯(2008 年)
- ・世帯属性の偏り:
65 歳以上のみ世帯 17.9%(2008 年度)、
外国人比率 12.2%(2009 年)
- ・今後の公営住宅の整備基準及び収入基準を
地方自治体の条例へ委任(地域主権改革推進
一括法案)

①公営住宅における世帯属性の偏りが拡大傾向にあるなか、入居対象者をどのように考えていけばよいのか。

【対応の方向】

○公営住宅のコミュニティ・バランスの取れた住宅団地への再生

【検討すべき事項】

- ・公営住宅を整備し供給戸数を増やす(稲葉委員)
- ・公営住宅の新規供給を控える(丸山委員)
- ・外国人の若い活力を公営住宅で活用できないか(稲葉委員)
- ・セーフティネット層が入居することで、コミュニティが偏る課題がある(稲葉委員)
- ・コミュニティ偏在対策として、入居者の収入分位を引き上げる(田川委員)
- ・コミュニティ・バランスを再生させるため、一般世帯の入居を拡充する(事務局)
- ・子育て世帯の入居を優先する(事務局)
- ・多様なタイプの住戸を供給する(事務局)
- ・外国人が集住する地域の自治会活動を支援する(事務局)
- ・あいち型シルバーハウジングを検討する(事務局)
- ・既存ストックを有効活用する(計画的建替、長寿命化改善)(事務局)

(参考)これまでの主な取り組み

- ・県営住宅での多様なタイプの住戸供給
- ・県営住宅での子育て・高齢者世帯等の優先入居
- ・外国人県営住宅共生支援事業
- ・ミックストコミュニティ形成に配慮した公営住宅供給
- ・県営住宅の建替

重層的なセーフティネットの確保

- ・住宅確保要配慮者の増加:
障害者の地域生活への移行者数 640 人
(2005 年→2011 年)
外国人登録者数 124,919 人(1998 年)
→228,432 人(2008 年)
母子世帯 24,269 人(1995 年)
→38,784 人(2005 年)
- ・非正規労働者の離職者数全国1位:41,873 人
(2008 年10月～2010 年3月)
愛知県内公共賃貸住宅入居決定数 499 戸
- ・賃貸住宅における入居制限(全国):
入居制限をおこなっている家主 15.8%(2008 年)

②世帯属性が多様化する中で(若中年単身世帯、一人親世帯等の増加)、公共賃貸住宅に入居できない住宅困窮者に対する住宅セーフティネットをどのように考えればよいか。

○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの拡充

- ・公営住宅、民間賃貸住宅という枠組みを取り扱った解決の視点が求められる(稲葉委員)
- ・公共住宅のような性格を持つ民間借家が連なるまちづくりイメージを打ち出す(丸山委員)
- ・パウチャーの導入など新たな視点での対策の検討が求められる(稲葉委員・丸山委員)
- ・入居制限をしない賃貸住宅の供給を促進する(事務局)
- ・民間賃貸事業者との話し合いの場として、居住支援協議会を活用する(事務局)

- ・あんしん賃貸支援事業
- ・居住支援協議会の開催

○関連部局と連携した、自立支援、生活支援等の並行での実施

- ・福祉部局や産業労働部局等の関連部局との情報交換の場の設定をする(事務局)

③住宅セーフティネットにおける県、市町村及びその他の公共住宅セクターとの連携と役割分担はどうあるべきか。

○県、市町村及びその他の公共住宅セクターの施策の拡充と連携の強化

- ・地域住宅協議会等を活用した市町村及びその他の公共住宅セクターとの情報交換等の充実を図る(事務局)

- ・地域住宅協議会の開催